

資源エネルギー庁によるアフターFIT ポータルサイト開設

一般社団法人東海木造住宅協会
事務局 058-271-3003
(全1枚)



拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、当協会では常任理事会を10月に開催し、一般社団法人 ZEH 推進協議会(以下、ZEH 協という。)の賛助会員に入会することを決定致しました。会員の皆様には、今後 ZEH 協から案内される情報をご提供いたします。

本日は、資源エネルギー庁のアフターFIT ポータルサイトについてご案内致しますので、下記をご覧いただき、是非ご商売にお役立てください。 敬具

記

資源エネルギー庁より、アフターFIT
ポータルサイトが開設されております。

▼ポータルサイトはこちら▼

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/index.html

2009年以降に太陽光発電で売電をしているみなさま
固定価格での買取期間が、
2019年11月以降順次、満了します。

固定価格買取制度[※]についての大切なお知らせ

※固定価格買取制度とは ▶

2009年に開始された買取制度は、太陽光発電で作られた電力のうち、
余剰電力が買取対象となる制度です。10年間の買取期間が設定されており、
2019年以降順次、買取期間の満了をむかえることとなります。

例、
2009年10月以前に売電を開始した方は2019年11月に満了。
2009年11月に売電を開始した方は2019年11月に満了。
2012年11月に売電を開始した方は2022年11月に満了。

買取期間が終了した電源については、法律に基づく電力会社の買取義務はなくなりますが、
①自家消費 または ②相対・自由契約で余剰電力を売電することが可能です。

2009年から開始された太陽光発電の固定価格買取制度ですが、固定価格での買取期間が2019年11月以降順次満了を迎えることとなります。

買取期間が終了した電源については、

①自家消費

②相対・自由契約での余剰電力の売電

が可能であることなど、発電して余った電力の使い道をはじめとして、買取価格終了の時期確認の方法など、詳しく解説や説明がされております。是非ご確認いただければと思います。

■ 問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 TEL:0570-057-333 【受付時間】 平日9:00~18:00まで

引き続き皆様に役立つ有益な情報の発信に努めさせていただきます。

以上